別紙10

残置する森林等の管理に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

広島県西部農林水産事務所長 　様

住　所

氏　名

次の残置する森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

　残置する森林又は造成する森林又は緑地の区域及び面積

　（1）区　　域　　　林地開発許可申請書に添付した利用計画平面図のとおり

　（2）面　　積　　　00.000ha

記

（残置する森林等の保存）

１　残置する森林等は、他の目的には転用しません。

（地域森林計画の遵守）

２　残置する森林等が森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（補植等の実施）

３　残置する森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育管理の実施）

４　残置する森林等のうち、下刈、つる切、除伐、間伐、施肥等を必要とする箇所及び回復緑地については、適切な保育管理を行います。

（立木の伐採）

５　残置する森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所及び伐採面積をあらかじめ関係機関に届け出て、その承認を受けます。

（誓約事項の承継）

６　残置する森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。